

人事行政の運営等の状況 (令和6年度)

四街道市人事行政の運営等の状況に関する条例に基づいて、四街道市の人事行政の運営等の状況を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用者数について (令和6年度)

区分	採用者数
一般職	32人
消防職	10人
技能労務職	-
計	42人

(2) 退職者数について (令和6年度)

区分	退職者数
一般職	36人
消防職	5人
技能労務職	1人
計	42人

(3) 職員数について (各年4月1日現在) ※1

区分	6年	区分	5年	増減数
危機管理室	7人	危機管理室	7人	0人
経営企画部	55人	経営企画部	63人	▲8人
総務部	78人	総務部	79人	▲1人
地域共創部※2	30人			30人
福祉サービス部	63人	福祉サービス部	62人	1人
健康こども部	123人	健康こども部	126人	▲3人
環境部	31人	環境経済部	42人	▲11人
都市部	50人	都市部	49人	1人
上下水道部	23人	上下水道部	23人	0人
会計課	8人	会計課	6人	2人
議会事務局	8人	議会事務局	6人	2人
選挙管理委員会事務局	0人	選挙管理委員会事務局	0人	0人
監査委員事務局	3人	監査委員事務局	3人	0人
農業委員会事務局	4人	農業委員会事務局	3人	1人
教育委員会	61人	教育委員会	61人	0人
消防本部・署	117人	消防本部・署	111人	6人
計	661人	計	641人	20人

※1 特別職、短時間再任用及び短時間任期付職員を除き、育休者、退職者を含む

※2 令和6年度に創設

2. 職員の人事評価の状況

人事評価は、職員の能力、知識、職務上の実績等についての的確に把握することにより、職員個々の意識を高め、市行政組織全体の公務能率の向上を図ることを目的とし、能力評価・業績評価を行い、その評価結果については、勤勉手当、昇給および人員配置等に反映させています。

区分	評価期間
能力評価	毎年4月1日から翌年3月31日まで
業績評価	毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和7年3月末現在)	歳出総額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 5年度人件費率
96,371人	39,023,264千円	1,682,030千円	5,669,637千円	14.5%	15.4%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和6年度普通会計決算）

職員数	給与費				一人当たりの給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
608人	2,254,598千円	787,162千円	980,326千円	4,022,086千円	6,615千円

※職員数は、令和6年4月1日現在の人数です（特別職、短時間再任用及び短時間任期付職員を除き、育休者、退職者を含む）。
職員手当には退職手当は含みません。

(3) 職員の給料月額（令和7年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般職（一般行政職）	315,600円	39.7歳
消防職	304,700円	35.9歳
技能労務職	275,400円	59.1歳

(4) 職員の初任給基準（令和7年4月1日現在）

区分	大卒	短大卒	高卒
一般職	225,600円	207,400円	194,500円
消防職	230,000円	213,600円	201,000円
技能労務職			199,000円

(5) 職員の主な手当の状況（令和7年4月1日現在）

区分	四街道市				国
期末手当 勤勉手当	期末	勤勉	計		同 左
	6月期	1.250月分	1.050月分	2.30月分	
	12月期	1.250月分	1.050月分	2.30月分	
	計	2.50月分	2.10月分	4.6月分	
扶養手当	扶養親族たる子		11,500 円/人		同 左
	(16歳から22歳までの子		5,000 円/人 加算)		
	扶養親族たる配偶者		3,000 円/人		
	(8級職員		0 円/人)		
	扶養親族たる父母等		6,500 円/人		
	(8級職員		3,500 円/人)		
住居手当	借家の場合		28,000 円 限度		同 左
	持家(世帯主)の場合		無		
通勤手当	交通機関を利用する場合		全額支給		150,000 円 限度
	交通用具を利用する場合		2,000~31,600円 (距離に応じて)		同 左
退職手当		自己都合	勸奨・定年		同 左
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
	最高限度額	47.709月分	47.709月分		
	・1人当たりの平均支給額		12,288,460円		—

地域手当	支給率		10.0%
	支給対象者		608人
	国の制度(支給率)		9.0%
	支給対象職員1人当たりの平均支給年額		392,477円
時間外勤務手当	6年度	支給総額	298,204千円
		職員1人当たりの平均支給年額	490,467円
	5年度	支給総額	262,675千円
		職員1人当たりの平均支給年額	434,892円

※平均支給年額、支給総額は、令和6年度普通会計決算による数値です（特別職を除く）。

※普通会計とは、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分です。

4. 特別職の報酬の状況（令和7年4月1日現在）

	区分	給料月額など	期末手当
給料	市長	880,000 円	4.1月分
	副市長	740,000 円	
	教育長	680,000 円	
報酬	議長	500,000 円	4.1月分
	副議長	450,000 円	
	議員	430,000 円	

5. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等について（令和7年4月1日現在）

始業時間	終業時間	休憩時間	週休日・休日
午前8時30分	午後5時15分	正午から1時間	土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び び年末年始(12月29日から翌年の1月3日)

(2) 休暇制度

休暇の種類	休暇日数等	実績	
年次休暇	1年度につき20日付与（翌年度への繰越は最大20日）	平均 15.8 日	
療養休暇	負傷又は疾病により、勤務しないことがやむを得ない場合 90日を限度	72件	
特別休暇（主なもの）	結婚休暇	婚姻する職員に対し、5日	7件
	生理休暇	生理日の就業が著しく困難な場合2日以内	15件
	健診休暇	妊娠又は出産をした職員に対し、健診時の休暇を付与	2件
	産前休暇	出産予定日8週間前から出産日まで（多胎の場合は14週間前 から）	4件
	産後休暇	出産の翌日から8週間	4件
	配偶者の 出産休暇	配偶者の出産にかかる入院日から出産後2週間以内に3日	8件
	子の養育 休暇	配偶者の出産予定日8週間前から生後1年の間、小学校 就学前の子（当該出産に係る子を含む）を養育する場合5日以内	3件
	子の看護 休暇	小学校就学前の子を看護する必要がある場合5日以内（子が 2人以上の場合は10日以内）	53件
	忌引	死亡した者との関係に応じて、1日から10日	80件
	父母の祭日	父母の法要に際し、1日を付与	2件
	短期介護休暇	要介護者を看護する必要がある場合5日以内（要介護者が 2人以上の場合は10日以内）	14件
	夏季休暇	6月から10月の期間内に7日以内	平均 6.9日
	リフレッ シュ休暇	勤続20年、30年の表彰を受けた職員に対し、3日	23件
看護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を看護 しなければならない職員に対し、180日を限度	0件	

6. 職員の休業の状況

育児休業	取得可能期間	子が3歳に達するまでの期間
	子が出生した職員数	12人（男性：9人、女性：3人）
	取得職員数	30人（男性：10人、女性20人）※R5年度以前から継続含む

7. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

処分の事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合		0	0	0	0
心身の故障の場合		0	0	24	0
職に必要な適格性を欠く場合		0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合		0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合		0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

処分の事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合		0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合		0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		0	0	0	0

（注）法令とは地方公務員法又はこれに基づく条例、規則若しくは規程などをいいます。

8. 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- ・法令等および上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為等の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

(2) 職員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策

四街道市では、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保するために、四街道市職員倫理条例を制定しています。

①贈与等報告書の提出件数：0件

②講じた施策

- ・職員への研修の実施

9. 職員の退職管理の状況（令和6年度）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行（平成28年4月1日）により、再就職者による働きかけの規制等が導入され、本市においても、再就職情報の届出や公表等を定めた四街道市職員の退職管理に関する条例を制定し、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

在職時に部長級および課長級の職に就いていた元職員から再就職に関する届出はありません。

（令和6年度退職者）

10. 職員の研修の状況（令和6年度）

研修区分	研修名	対象	受講者数			
市内研修	一般研修	新規採用職員研修	新規採用職員	33人		
		主任主事研修	主任主事	18人		
		新規採用職員フォローアップ研修	新規採用職員	18人		
		新人フォロー研修	新規採用職員	17人		
		若手職員キャリアアップ研修	採用4年目職員	19人		
	特別研修	安全運転講習	全職員	54人		
		接遇マナー研修	全職員	35人		
		コンプライアンス・公務員倫理研修	課長・課長補佐・係長	20人		
		自動車運転教習	全職員	16人		
		普通救命講習	全職員	48人		
		女性職員キャリアデザイン研修	女性職員のうち主査補、主任主事	24人		
		ハラスメント防止研修	全職員	43人		
		ダイバーシティ研修	係長・主査補	27人		
		ロジカルシンキング研修	係長・主査補	12人		
		内部統制・事務ミス防止研修	全職員	21人		
		メンタルヘルス（ライク7）研修	課長・課長補佐・係長	17人		
		障がいのある方への接遇研修	全職員	34人		
		公民連携	部長・副参事・課長	78人		
		外部研修	千葉県自治研修センター	課長研修	課長	12人
				課長補佐研修	課長補佐	7人
その他専門研修	職務上専門知識を必要とする者			46人		
印旛郡市広域市町村圏事務組合	新規採用職員研修		新規採用職員	17人		
	初級職員研修		上級職採用後3～5年の者 初級職採用後7～9年の者	27人		
	中級職員研修		上級職採用後7～9年の者 初級職採用後11～13年の者	22人		
	その他専門研修		職務上専門知識を必要とする者	4人		
その他	その他専門研修		職務上専門知識を必要とする者	1人		

※ そのほか各所属において、必要に応じて所管業務に関する専門研修を実施しています。

1 1. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

区分	受診者数
職員健康診断	649人
乳がん・子宮がん検診	118人
胃部間接撮影	69人

(2) 市職員互助会

地方公務員法の規定に基づき、職員の会費を原資として職員の福利厚生のために各種事業への助成、会員相互の祝い金・見舞金等の給付事業を行っています。

※平成27年度より、市からの補助金は廃止されています。

四街道市職員親睦会	金額
予算額	26,223千円
決算額	21,138千円

(3) 千葉県市町村職員互助会への助成

県内市町村とその職員が共同で福利厚生事業を運営するもので、出産費助成、育児・長期療養者助成等の給付事業を行っています。

千葉県市町村職員互助会	金額
会員掛金	945千円
市負担金	945千円

(4) 公務災害補償制度の状況

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 千葉県支部	6件	骨折、捻挫、打撲等

1 2. 公平委員会に係る業務の状況

令和6年度において、本市職員が公平委員会に対して行った勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求については次のとおりです。

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	なし
不利益処分に関する審査請求の状況	なし

問い合わせ

人事課 421-6105